

大 個 審 第 7 2 号  
(答 申 第 1 3 1 号)  
平成 1 9 年 2 月 5 日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 9 年 1 月 3 0 日付け府病本第 1 3 2 8 号で諮問のありました「中皮腫患者のカルテ調査」(以下「本件調査」という。)に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件調査は、石綿が健康に及ぼす影響を明らかにし、府民の健康への不安の解消に努めるとともに、今後の石綿対策にどのような視点で取り組むかに関する基礎資料を提供するため、大阪府、府内政令市及び中核市が実施するものであり、この調査に応じて、大阪府及び大阪市に対し、府立の病院が管理している死亡患者に係る診療情報を提供することには、公益性が認められる。
- 2 ただし、提供した個人情報の取扱いについては、大阪府に対しては、大阪府個人情報保護条例及び平成 1 8 年 8 月 1 0 日付け大個審第 2 4 号の答申の趣旨に則り、また、大阪市に対しては、大阪市個人情報保護条例の趣旨に則り、十分な保護措置が図られるよう留意すること。